

# お客様へ重要なお知らせ

## キャッシュカードでのATM等による1日あたりのご利用限度額の変更について

最近、偽造キャッシュカードや盗難キャッシュカードを用いた預金の不正引出しによる被害が急増しております。

カードの保管や暗証番号等の管理につきましては、十分ご注意くださいようお願い申し上げます。

また、警察庁よりATM利用限度額の引下げ要請もあり平成20年9月1日(月)より、「キャッシュカードでのATM等による1日あたりのご利用限度額」を下記のとおり変更させていただきます。

お客さまにはたいへんご迷惑をおかけいたしますが、安心してカードをご利用いただくためのやむを得ない処置として、何卒よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 変更内容

◆大阪信用金庫の磁気キャッシュカードをお持ちの個人のお客様へ◆

お取扱の内容	変更後	変更前
	1日あたりのご利用限度額	1日あたりのご利用限度額
ATMをご利用の場合 (提携金融機関のATM利用を含む)	<b>50万円まで</b> (お引き出し・お振込み・デビット カードのご利用合計)	<u>200万円まで</u>

(注1) 提携金融機関のATMをご利用の場合も合算して管理いたしますので、100万円とはなりません。

(注2) 企業カード・ICキャッシュカード・事業性ローンカードは、今回変更はございません。

(注3) お取扱にかかる手数料は限度額に含めません。

#### 2. 実施日 平成20年9月1日(月)より

#### 3. 利用限度額設定サービス

当金庫所定の金額(千円～200万円)の範囲で、口座単位の1日あたりのご利用限度額の設定が可能です。ご希望のお客様は口座開設店舗にてお手続きください。

他の金融機関のキャッシュカードをご利用のお客様

お取引の金融機関により1日あたりのご利用限度額が設けられておりますので、詳しくは直接お取引の金融機関にお問合せ下さい。

ご不明な点がございましたら、窓口までお問合せください。

大阪信用金庫

平成20年7月